

建設労働者確保育成助成金のご利用について

建設労働者の技能向上のための技能実習等を行う場合、その経費の一部（経費助成）、その雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受けさせた場合、その賃金の一部（賃金助成）が助成されます。

【支給対象となる方】

- 雇用保険率が 16.5/1,000（H27年度概算）の中小建設事業主（資本金若しくは出資総額3億円以下又は常用労働者数300人以下）
- 受講者が雇用保険の被保険者であること
- 労働保険料を過去2年を超えて滞納していないこと

【助成金利用の手続き】

H27.10.1より、助成金の利用は計画届が提出されている事が前提となります

計画届は講習開始日の1カ月前までに助成金センターへ提出して下さい

なお、提出の際、時間割が必要となりますのでお申し出下さい

※計画届は厚生労働省ホームページ「建設労働者確保育成助成金の申請様式ダウンロード」より印刷出来ます

* ご利用の方は必ず申込み用紙右下にある「助成金を利用する」に○印をお願いいたします。

講習終了後事業所あてに内訳書、申込書（写）、カリキュラム、領収証（お振込の場合）を郵送いたします。

必要書類等が揃い次第、一式を助成金センターへ提出してください。

申請者の所在地を担当する 労働局 助成金センター に書類を提出する期限は2ヶ月以内**必着**（締め切り厳守）となっております。（郵送日数を考慮しお早めに提出してください）

★助成金（経費・賃金助成）対象

- ・ クレーン運転実技教（全科のみ（学科、実技とも受講））
- ・ 移動式クレーン運転実技教習（全科のみ（学科、実技とも受講））
- ・ 車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積み込み・掘削用）
- ・ 車両系建設機械運転技能講習（解体用）
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 床上操作式クレーン運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ ガス溶接技能講習
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・ クレーン特別教育
- ・ 小型車両系建設機械特別教育（整地・運搬・積み込み・掘削用）
- ・ ローラー特別教育
- ・ 巻上機特別教育
- ・ 高所作業車特別教育
- ・ 低圧電気取扱い作業特別教育

★助成金（経費）対象

- ・ クレーン運転実技教（実技のみ受講）
- ・ 移動式クレーン運転実技教習（実技のみ受講）

一般社団法人 大分県労働基準協会

特殊技能教育センター

〒879-5515 大分県由布市挾間町三船415番地12

TEL (097) 583-4686 FAX (097) 583-4744

ホームページ <http://www.oita-tokugi.or.jp>